

騒音規制法に係る特定建設作業

I. 特定建設作業の種類

番号	作業の種類
1	くい打機を使用する作業（もんけんを除く。くい打機をアースオーガと併用する作業を除く） くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業（圧入式くい打くい抜機を除く。くい打機をアースオーガと併用する作業を除く）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に1日50m以上移動する作業を除く） ※ハンドブレーカー、油圧式ブレーカーなど全てのさく岩機が対象
4	空気圧縮機を使用する作業（原動機の定格出力が15KW以上のもので、電動機を除く。さく岩機の動力として使用する作業を除く）
5	コンクリートプラントを設けて行う作業（混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。モルタルを製造するためにコンクリートプラント設けて行う作業を除く）
6	バックホウを使用する作業（原動機の定格出力が80KW以上のもので限る）
7	トラクターショベルを使用する作業（原動機の定格出力が70KW以上のもので限る）
8	ブルドーザーを使用する作業（原動機の定格出力が40KW以上のもので限る）

※6, 7, 8番のうち、平成9年9月22日環境庁告示第54号「一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー」（低騒音型建設機械）は除く。

※上記に該当する作業であっても、作業が一日で完了するものは届出不要。

II. 規制内容

	区域①	区域②
基準値	85dB	
作業時刻	午前7時～午後7時	午前6時～午後10時
1日当りの作業時間	10時間/日以内	14時間/日以内
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業日	日曜日、その他の休日ではないこと	

注1. 区域①とは、騒音規制法に基づく第一種、第二種、第三種区域、及び第四種区域のうち学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域

注2. 区域②とは、規制区域のうち区域①以外の区域

注3. 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

注4. 基準値を超えている場合、騒音防止の方法のみならず、1日の作業時間を規制時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告、又は命令できる

振動規制法に係る特定建設作業

I. 特定建設作業の種類

番号	作業の種類
1	くい打機(もんけんを除く)、くい抜機、又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業
2	鉄球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)
4	ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)

※上記に該当する作業であっても、作業が一日で完了するものは届出不要。

II. 規制内容

	区域①	区域②
基準値	75dB	
作業時刻	午前7時～午後7時	午前6時～午後10時
1日当りの作業時間	10時間/日以内	14時間/日以内
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業日	日曜日、その他の休日ではないこと	

注1. 区域①とは、騒音規制法に基づく第一種、第二種、第三種区域、及び第四種区域のうち学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域

注2. 区域②とは、規制区域のうち区域①以外の区域

注3. 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

注4. 基準値を超えている場合、振動防止の方法のみならず、1日の作業時間を規制時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告、又は命令できる